

平成30年3月5日

綾瀬市長 古 塩 政 由 殿

綾瀬市個人情報保護審査会

会長 永山茂樹



地域包括支援センターネットワークシステム事業に係るオンライン結合
による保有個人情報の提供について（答申）

平成30年1月25日付けで、諮問のあった綾瀬市個人情報保護条例第13条第2項の規定に基づくオンライン結合による保有個人情報の提供について次のとおり答申します。

1 審査会の結論

綾瀬市個人情報保護条例第13条第2項の規定に基づく諮問事案の内容については、適当なものと認めます。

なお、事務の実施に当たり、個人情報の厳正な管理について万全を期していただくよう要望します。

2 諒問する根拠

実施機関は、綾瀬市個人情報保護条例第13条第1項の規定により、法令に特別な定めがあるとき又は公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合による保有個人情報の提供を行ってはならないとされています。同条第2項にオンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならぬ規定があり、本件について、法令に特別な定めがあるとき又は公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれないと認められるときか否かを確認するため、審査会に諮問されたものです。

3 実施機関の主張（オンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始する理由）

基幹型地域包括支援センターでは、委託先の地域包括支援センターと連携し、高齢者の見守り、安否確認、相談支援等の包括的な支援を実施しています。これまでには、電話による情報共有を行ってきましたが、対応の遅れ及び夜間・休日対応の難しさが課題であり、ネットワークでの情報共有の必要性が高まりました。今後、支援の対象となる者（以下「支援対象者」という。）の生活、身体状況等を踏まえた上で、より迅速な支援を可能とするため、高齢者の個人情報を共有できる地域包括支援センターネットワークシステムを導入します。

このシステムを通じ、オンライン結合による保有個人情報の提供を行うことにより、支援対象者の相談内容の履歴や生活状況が共有され、高齢者の状況を十分に把握した支援が可能となり、サービス利用の手続に係る時間も短縮が図れることから、公益上の必要性が認められます。また、共有する保有個人情報は、委託先の地域包括支援センターと閉域網ネットワークにより接続されるため、インターネットその他の回線から隔離されていること、各システム利用端末に、ウィルス対策ソフト等による情報セキュリティ対策を実施していること、委託先の地域包括支援センターに対して個人情報の取扱いについて監督をしていくことから、情報セキュリティ対策について万全を期しています。

以上のことから、このシステムを利用したオンライン結合による保有個人情報の提供は、地域包括支援センターネットワークシステムにより共有される個人の権利利益を侵害するものではありません。

4 審査会の判断

本事務は、実施機関が主張するとおり、法令に特別な定めがあるとき又は公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないときと認められます。

以上のことから、審査会として1の結論に至りました。